

JMCC通信 VOL.37

発行日/2023年9月吉日 発行/日本医療介護協同組合 〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目7番20号 平河町辻田ビル7F <https://jmcc.or.jp/>



技能実習→特定技能への在留変更許可申請

私たち日本医療介護協同組合が一番最初に受け入れのサポートをさせていただいたベトナムからの技能実習生4名が、3年間の技能実習を終えた後、同じ施設で特定技能に在留資格を変更して引き続き働きたいとの意思を示してくれました。

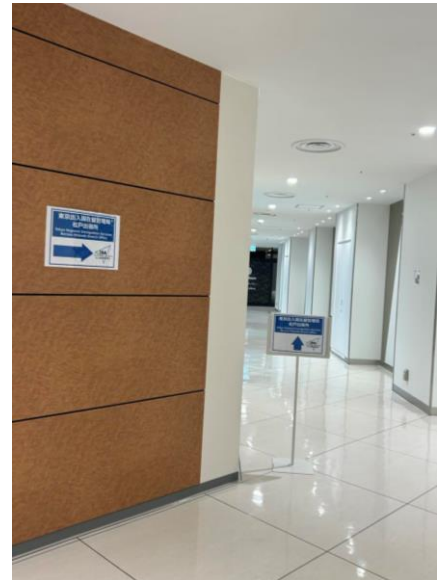
登録支援機関としての登録もある日本医療介護協同組合では、この4名が9月で技能実習を修了することを受けて、数か月前から「在留資格変更許可申請」の準備を進めてきました。

必要書類やガイダンス、本人たちにも書類準備に市役所に行ったりと協力をいただいたお陰で、なんとか期日までに無事新しい在留カードを受け取ることができそうです。

4名の実習生たちも、寮を出てそれぞれ一人暮らしのアパートを契約したり、生活インフラの申込など、この間たくさんの経験を積み、たくましくなりました。

私たち組合も大変勉強になりました。

過去最高の連続真夏日を記録した今年の酷暑の中、連日の書類回収・入管への道のりも、忘れられない記憶となりました。



入管へも何度も足を運びました



最低賃金、過去最大の引き上げ幅へ

2023年度の都道府県別最低賃金が18日に発表されました。

時給の引き上げ額は全国24県で中央最低賃金審議会が先月示した「目安」の金額を上回り、過去最大の引き上げ幅となりました。

技能実習においても、実習実施者は実習実施場所がある地域の改定された最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります。

私たち組合も、監査や訪問指導の際、賃金台帳等で必ず最低賃金以上の賃金が支払われているかを確認させていただきます。

1都6県の最低賃金を右の図にまとめてみました。この中では、特に目安額を上回る上げ幅だった栃木・茨城・千葉の実習実施者様で技能実習生を受け入れている場合は、ぜひ一度確認を試みることをお勧めいたします。

1都6県の最低賃金（時給）

全国加重平均
1004円

群馬
935

栃木
954

埼玉
1028

茨城
953

神奈川
1112

東京
1113

千葉
1026

日本医療介護協同組合作成



日本語能力試験N2に1年目の技能実習生が合格しました！

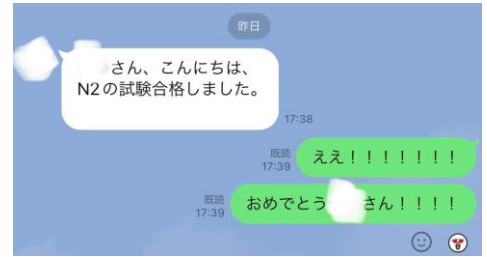
7月に実施された日本語能力試験で、ミャンマーの1年目の技能実習生がN2に合格しました。おめでとうございます！！

技能評価試験・初級テストの1週間後に日本語能力試験日だったので準備も忙しく大変だったようですが、持ち前の明るさとがんばりを発揮してくれました。

同じ施設に配属されたもう1人のミャンマー技能実習生は入国前にN2を取得していたので、N2を持つ1年目の技能実習生として、施設からも高い期待と評価を得ています。

最近の訪問指導の面談の際、「これはね、●●だから、●●かもしれないけど…」のような口語表現がとてもなめらかになっていたので、普段の学習方法を聞いてみたところ、「NETFLIXで日本語字幕付きで日本のドラマをよく見えています。話す言葉と勉強するときの教科書の言葉は違うから、日本にいるからもっと話すことも上手になりたいです」と教えてくれました。

お気に入りのドラマがあるそうですね。次回の面談でお話するのがますます楽しみです。



実習実施者への技能実習機構の实地検査に立ち会いました

技能実習機構による实地検査は毎年監理団体に対して行われていますが、実習実施者に対しては3年に1度行われます。

内容としては受入施設様で記入をお願いしている「技能実習日誌」の記入方法の指導に始まり、賃金や勤務状況（夜勤体制や有休を年間5日以上取っているか）など、技能実習生の人権、生活を守るためのチェック、さらに実習計画に沿って実習が行われているかなど、実習生との面談を含む2時間程度の实地検査でした。

私たち監理団体としても初めてのことでしたが、实地検査に全面的にご協力いただいた受入法人様のおかげ様で、大きな問題はなく無事終了いたしました。各施設とも実習生との面談の時間がありましたが、技能実習機構の担当者様から「会話やコミュニケーションがとてもなめらかでよい」「にこやかな表情と、丁寧な言葉遣いがとても良いですね」とそれぞれお褒めいただきました。

実習生をいつも大切に指導して下さる受入施設様への感謝の気持ちと共に、今後も実習生のサポートに尽力してまいります。



帳票類のチェックも行われます



お問い合わせは
こちらへ

東京都病院協会賛助会員
JMCC
Japan Medical & Care Cooperative

日本医療介護協同組合 <https://jmcc.or.jp/>
〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目7番20号
平河町辻田ビル7F
TEL 03-3221-7010

